

第3回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月7日(木) 午後3時00分

2 開催場所 大原文化センター 1階 大会議室

3 出席委員(11名)

1番 藤平 正一

2番 織本 幸一

3番 鈴木 茂雄

4番 吉清 哲司

5番 池田 誠

6番 中村 好男

7番 三枝 正直

8番 高橋 奈緒美

10番 麻生 等

11番 福山 博久

13番 吉野 鋭致

4 欠席委員(2名)

9番 高浦 伸芳

12番 松崎 秋夫

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 令和5年度第12次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第6号 令和6年度標準農作業賃金及び機械による標準農作業料金(案)について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 それでは、ただいまから令和6年第3回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は、6つございます。

それでは、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、ご連絡頂いた9番、高浦委員、12番 松崎委員の2名であり、出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

藤平会長、お願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号6番、中村委員、議席番号8番、高橋委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号14の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当し、番号15の案件が、2月開催の総会で審議され補正を求めた議案となりますので、初めに番号1から番号13までをご審議いただき、その後に番号14、番号15について、それぞれ審議をお願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し高齢により耕作出来ない為です。

譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請地は譲受人の自宅に隣接

しており耕作に便利な為です。ジャガイモ、そら豆、トマト、カボチャ等を耕作いたします。

申請土地、万木字海雄寺前、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は、相続人不存在により耕作する者がいない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。水稻を耕作いたします。

申請土地、新田字山崎、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は2です。

番号3及び4は関連する為、一括でご説明いたします。

番号3、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は自宅に近く耕作に便利な為です。サツマイモ、キャベツ、イチゴを耕作いたします。

番号4、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は自宅に近く耕作に便利な為です。トマト、ナバナ、サツマイモ、そら豆を耕作いたします。

お互いが耕作しやすいように話し合いにより交換いたします。

番号3、申請土地、山田字太郎地、地目、田、〇〇〇〇㎡。

番号4、申請土地、山田字太郎地、地目、畑、〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は交換による所有権移転。図面番号は3です。

番号5、譲渡人理由は、健康上の理由により耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。ほうれん草、キャベツ、白菜、そら豆、切り花を耕作いたします。

申請土地、山田字大沢、地目、畑、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は4です。

番号6、譲渡人理由は、農業経営規模縮小のためです。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。トマト、ナス、ピーマン、絹さや、そら豆、ブロッコリーを耕作いたします。

申請土地、山田字室田、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は5です。

番号7、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。サツマイモ、里芋を耕作いたします。

申請土地、上布施字小山、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は6です。

番号8、9については、同一の譲受人のため一括でご説明いたします。譲渡人理由は高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は農業経営規模拡大の為です。葉物、根菜類の季節野菜を耕作いたします。

番号8、申請土地、岬町和泉字溝ノ台、地目、田、〇〇㎡。

番号9、申請土地、岬町和泉字溝ノ台、地目、田、〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。

番号10、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

この申請地については経営基盤整備事業夷隅川一期地区施工区域内であり、事業進捗中であることから所有権移転について問題がないか夷隅川土地改良区と夷隅農業事務所双方に確認し、問題がないことを確認しております。水稻を耕作いたします。

申請土地、岬町井沢字蛭田、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は8です。

番号11、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為です。譲受人理由は、譲渡人の要望に応じる為です。譲受人は令和6年第1回の総会で申請地の近隣の土地をすでに所有権移転しており耕作しております。今回の申請地は所有農地に近く耕作に便利な為と譲渡人の要望でもあります。ブルーベリーを耕作いたします。

申請土地、岬町三門字東、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は9です。

番号12、譲渡人理由は譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は農業経営規模拡大の為です。ジャガイモ等を中心に季節野菜等を耕作いたします。

申請土地、岬町市野々字関田、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号10です。

番号13、譲渡人理由は遠方に居住し高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は自宅に近く耕作に便利な為です。スイカ、ブロッコリーキュウリ、トマトを耕作いたします。

申請土地、岬町榎沢字洞ヶ谷、地目、畑、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号11です。

以上、番号1から番号13についての説明を終わりにいたします。ご審議の方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

はじめに番号1について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 2番の織本です。

自宅の隣にあり、今まで管理していたので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます

議 長 続きまして、番号2について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい、吉清です。

この内容については、事務局が説明した通りでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 次に番号3から番号6までについて、9番、高浦委員の補足説明お願いするところですが、本日欠席のため、代わって私から説明いたします。

藤平委員 番号3及び番号4については、耕作の利便性向上のため、問題は無い。

番号5については、所有農地に隣接しており耕作も問題は無い。

番号6については、耕作している所有農地に入りやすくする目的もあることから、問題は無い。

と、それぞれ連絡を受けております。

議長 続きまして、番号7について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

事務局が説明のとおりでありまして、この受人の方はあまり隣接した田んぼと畑を耕作としており、農業機械等の所有をしており、特に問題ないと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 次に番号8から番号11までについて、12番、松崎委員に補足説明をお願いするところですが、本日欠席のため、代わって10番、麻生委員より補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

松崎委員の方から連絡がありまして、現地も確認したところ全く問題ないということです。

また、さらに事務局の方の説明があったとおりで、問題ないと思いますので、審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、番号12及び番号13について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 はい。6番、中村です。

12番につきましては、事務局の説明どおりで問題ないと思います。

13番の方ですけれども、これがですね、譲受人の方はですね、すぐ隣の土地ですので、問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 ここまで、議案第1号、番号1から番号13まで委員の補足説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員。

委員 10番について、事務局もう一回、説明してください。施工区域内について。

事務局 はい。

議長 事務局。
事務局 番号10、この申請地については、経営基盤整備事業、夷隅川一期地区の施工区域内にあり、事業進捗中であることから、所有権移転について問題がないかを夷隅川土地改良区と夷隅農業事務所双方に確認して、問題がないことを確認しております。

池田委員 はい。わかりました。すいません。

議長 他に質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号13については、原案のとおり可決されました。

議長 続きまして、議案第1号の番号14についての審議に移りますが、議事参与の制限により、10番、麻生委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(麻生委員退室)

議長 麻生委員が退室されましたので、番号14について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号14についてご説明いたします。

譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。水稻を耕作いたします。

申請土地、今関字山鼻、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は12です。

以上、番号14についての説明を終わりにいたします。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号14について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 2番の織本です。

既に受人は農業経営を行っているため問題ないと思います。ご審議お願

いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号、番号14については、原案のとおり可決されました。

それでは、麻生委員の入室をお願いいたします。

(麻生委員入室)

議長 続きまして、議案第1号の番号15について、審議いたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 番号15につきましてご説明いたします。

本件は2月の総会で補正案件となり再審議となります。前回の総会で指摘事項は3点ほどありまして、1点目は、営農、金ゴマ耕作において農業労働力は2名で〇〇筆〇〇〇〇㎡に対しての作業工程でございます。

お手元にお配りした作業工程、臨時作業員に係る詳細等を追加で提出してもらいました。金ゴマ耕作において長野県にある〇〇〇〇で指導してもらい研修等を行ったとの事であります。

2点目は生産機械の保有状況、作業場等の所在でございます。2月27日に高橋委員、農業委員会事務局2名と共に法人所在地に確認に行き、保有機械のうちトラクター1台、管理機1台、作業場は確認しております。なお軽トラックは使用中との事で確認はできておりません。播種機につきましては後日提出された写真にて確認しております。

3点目につきまして、高谷〇〇〇〇番地において現在耕作されており、地権者等に確認及び土砂について安全なものとの事でありましたが、今後の耕作については譲受人が耕作することを地権者及びこれまでの耕作者に確認がとれております。

土砂につきましては今後、転用の申請がなされることとなりますので、その時点に対応いたします。

以上、番号15についての説明を終わりにいたします。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号15について、前回総会同様、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい。8番、高橋です。

前回の総会では、皆様にご意見を求めて、ありがとうございました。

今回、伺ったところ、まず会社の置かれている場所に関しましては、機械がありました。トラクターも27か26かの馬力のがあつて、後ろにロータリーがついていたのですが、それを管理機代わりにするみたいなことを言っていました。

ゴマの栽培の工程についても、いろいろ深く追求したのですが、割とちゃんと答えていたので大丈夫とみなさないといけないかなと思います。本人はとてもやる気に思えるのですが、いかんせんこの高谷の方の面積が広くて、ちゃんとやってほしいなっていう気持ちはあるのですが、認める認めないに関しましては、ちょっともう問題がないようになっています。

さっき事務局からも報告がありましたけれども、これからまだ5条の申請があつて、そこから埋め立てて整地してやるから、いつ始まるのかはちょっとわからないのですが、今後も見えていかないといけないかなと思う案件でありましたけれども、今回のことに関しては、多分、大丈夫だと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員。

委員 事務局の説明ですと、高谷の方は、現在耕作しているということけど、何を耕作しています。

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 はい。水稻を作って、昨年までは耕作しておりました。

池田委員 これをなんだろう、ゴマかなにかつくるの。両方ともこれ。

事務局 はい。金ゴマを。

池田委員 現在は水稻。

高橋委員 こっちの大野の方は、何も耕作してないのです。この高谷の方は、すごい良い田んぼでしたね。

藤平委員 高谷の方の田んぼは、高谷の担い手農業者が去年秋までですね、耕作していました。それで売買で地権者が来年は作らなくていいよと、そういうことを言われたので、今年から何も触らないと、そういう返事をいただきました。

あと、土地改良の方は、私の確認ですけど、土地改良の方は賦課金は全部もらっていると。ただ、これ埋め立ててやるとなると、土質検査とかそういうのは正確に出してくれないと、まわりが田んぼなんでね、土地改良は許可できないと、そういう返事をいただきました。

以上です。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号15については、原案のとおり可決されました。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号5から番号13までの案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当し、番号5及び番号6が関連する申請であることと、同様に番号7から番号13が別に関連する申請であることから、初めに番号1から番号4までをご審議いただき、その後に番号5及び番号6について審議、最後に番号7から番号13までをそれぞれ審議いただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての番号1から

番号4までご説明いたします。

番号1、本件土地は大野瓜ヶ台の田〇〇〇〇㎡で、越口集会所の北側に位置します。図面番号15です。

申請地は、農振農用地内の農地である事から、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用する事が必要と認められる事から例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。低湿地状態で耕作のしづらい田を、嵩上げて畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は、平均1.4mほど埋立てを行い、天地返しにより覆土を行います。法面の勾配は安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為に土砂は、東京都江東区の配水小管布設替工事から搬入する発生土〇〇〇〇㎡を使用します。

権利の内容は、許可日から令和6年8月31日までの使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇万円で自己資金により賄う計画となっております。

他法令の関係は、小規模埋立て条例が該当し、令和6年1月30日付けで環境保全課に許可申請済です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後は粟を作付けします。

番号2、本件土地は釈迦谷宮ノ前の田〇〇〇〇㎡で、釈迦谷集落センターの南東に位置します。図面番号16です。

申請地は、農振農用地内の農地である事から、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用する事が必要と認められる事から例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。休耕田を、嵩上げて畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は、平均1.62mほど埋立てを行い、天地返しにより覆土を行います。法面の勾配は安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止し

ます。

また、造成の為の土砂は、横浜市磯子区の介護付き有料老人ホーム新築工事から搬入する発生土〇〇〇〇m³を使用します。

権利の内容は、令和6年5月1日から令和6年7月31日までの使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇万円で自己資金により賄う計画となっております。

他法令の関係は、小規模埋立て条例が該当し、令和6年2月21日付けで環境保全課に許可申請済です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後は金胡麻を作付けします。

番号3、本件土地は岬町椎木南長坂の田と畑、〇〇〇〇m²で般若寺の北西に位置します。図面番号17です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

転用目的は、駐車場〇〇台及び作業用地です。

譲受人は住宅、商業施設、ビル等の電気工事、外構工事などの会社を営っております。業績も順調に伸びており、従業員の数も年々増えていきます。現在自宅の庭先を駐車場及び作業用地として利用しておりますが、大変狭く、交通安全上の危険もあり、申請地を駐車場及び作業用地として利用します。なお、現在の駐車場はすべて申請地に移設します。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて賄う計画となっております。

番号4、本件土地は岬町三門西疱神の畑〇〇〇〇m²で疱神集会所の西側に位置します。図面番号18です。

申請地は小集団の生産性の低い農地である事から第2種農地であると考えます。

転用目的は専用住宅〇〇〇〇m²です。なお、専用住宅用地の許可面積は建築面積の2/2分の1/00以内で上限は概ね500m²ですが、竹・樹木の

茂る部分を除いた面積が〇〇〇〇㎡であることから、面積要件を満たしているものと考えます。

譲受人は駅やスーパー等が近く生活の利便性があり、周囲に家が少なく、静かな環境であることから、申請地を気に入り、購入する事になりました。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の市道側溝へ放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金及び借入金にて賄う計画となっています。

他法令は道路法が該当し、建設課に道路占用許可申請を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい。

ここの土地はちょっと水っぱいところとかがありまして、そこを埋め立てて、最初、ブルーベリーをしたいっていうことだったのですけれども、土地柄、ブルーベリーがあんまりよろしくなくて、栗をすることになって言っていました。

あの栗だったらいけるのじゃないかっていうのも、行政書士の先生もおっしゃっていたので、そこは問題ないかと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長 次に番号2について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

このところは2月に審議される案件でしたけれども、埋め立ての関係書類が不備だったので、再度出してもらいまして、整えました。問題ないと思います。以上です。

議長 次に番号3について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。13番、吉野です。

事務局の説明のとおりでございまして、今、現在は林のようになっています。

るのですが、綺麗に整備すれば駐車場並びに資材置き場と利用するとのことですので、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 次に番号4について、12番、松崎委員に補足説明をお願いするところですが、本日欠席のため、代わって10番、麻生委員より補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

事務局の説明のとおりであり、また松崎委員の方からお話ありましたが、問題ないということなので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号の番号1から番号4については、原案のとおり可決されました。

議長 続きまして、議案第2号、番号5及び番号6についての審議に移りますが、議事参与の制限により、1番、藤平はしばらくの間、退室をさせていただきますので、その間、議事進行について、「いすみ市農業委員会会議規則第2条」、「会長が事故ある時は、副会長が職務を代理する」と、なっておりますことから、議長を織本副会長にお願いいたします。

(藤平委員退室)

議長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただく織本です。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、議案第2号、番号5及び番号6について、権利者及び義務者の入室を求めます。併せて内容の説明を求めます。

(権利者及び義務者入室)

事務局 議案第2号の番号5及び番号6について、ご説明いたします。

番号5及び番号6は同一案件ですので一括で説明いたします。

本件土地は国府台鳥打場の田〇〇〇〇㎡で、本泉寺の北側に位置します。

図面番号19です。

申請地は、農振農用地内の農地である事から、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用する事が必要と認められる事から例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。

他法令の関係は、県残土条例が該当し、令和5年9月5日付けで夷隅地域振興事務所に特定事業事前計画書の申請済です。

農地復元後は牧草を作付けします。

以上で事務局からの説明を終わります。

なお、工事の内容については、権利者である〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇氏、営農計画については、義務者である〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇氏から説明いたします。

権 利 者 はじめまして、私は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくお願
いいたします。今回の農地造成の計画についてご説明させていただきます。

今回、牧草を展開するにあたり、申請地、〇〇筆あるのですが、そこに千葉県の特
定事業許可、まず、いわゆる建設発生土を残土を搬入するために、今、許可申請を
事前計画を出しております。そこで許可を取得して、建設発生土を搬入した後、元々、
地山の今回のその申請地の土砂を利用して1mの覆土を行います。

その後ですね、牧草を営農して行かれるのですが、盛土盤面ですね、今回の申請地
の盛土盤面、こちらに関しては盛土整地後ですね、外周に小堰堤を設置し、雨水等が
ですね、周囲に流出しないような防止対策を行います。

それと今回の申請地の外周、それと中央にですね、既存の水路があるのですが、
こちらに関しては、そのままの形状を保持できるように、水路から若干セットバック
をして、造成をする計画としております。

また、今回、盛土法面、盛り土を行いますので、法面が発生するのですが、そこ
に関しては、降雨等で浸食しないようにですね、緑化を行い、飛散防止と影響がな
いように、防止いたします。また、この緑化に使用する種子に関しては、〇〇〇〇〇〇〇〇
の〇〇社長や、所有者さんといろい

ろ相談して、周囲に影響がないような緑化を設定したいと考えております。

そして、今回の申請地は〇〇筆あるのですが、盤面が2ヶ所に分断されており、農業機械が横転しないような勾配を持っている2ヶ所、進入路を設置いたします。農地造成に関しては以上であります。

義 務 者 それでは営農計画ですけど、これ埋め立て後、牧草を年2回作付けします。

この土地はですね、23年前に土地改良をやりましたけど、左手の山から山水がかなり入ってきてまして、土地所有者には毎年、全部はお支払いしていますけど、約半分がトラクターが潜ってしまうと、普通に潜るのではなくて、夜に止めておくと次の日の朝にはトラクターが半分ぐらい埋まっていると。そういった田んぼなので事業者をお願いいたしまして、埋め立てをして牧草を作ると、そういう計画になっております。飼料米を作れば一番手早くていいのですが、いかんせん田んぼが深くてどうにもならないんで、計画を立ててお願いいたしました。以上です。

議 長 それでは、内容の説明が終わりました。質疑に入ります。権利者、義務者及び事務局に対して、質疑ございませんか。

池 田 委 員 はい。

議 長 池田委員。

池 田 委 員 まず、〇〇〇〇〇〇〇〇さんですか。どちらにあるのですか。

権 利 者 はい、市原市のちはら台に会社を置いております。

まだ会社設立して5年しか経ってない、まだまだ若い会社なのですがけれども、元々私の父がですね、〇〇〇〇〇〇〇〇〇っていう会社で五井に会社を構えており、私は元々サラリーマンなのですがけれども、まず父親の会社ですね、この土木開発事業に関して、まず現場のオペレーターからあったのですが、下積みをして、このいろいろ農地の転用許可ですとか、林地開発、山の開発ですね。それと特定事業法の依頼があれば、許可申請を主にやっている業者でございます。よろしく申し上げます。

池 田 委 員 残土はどちらから持ってくる。

権 利 者 はい。今のところですね、搬入計画を県に提出しているのですがけれども、神奈川県横浜市工事、横浜の弘明寺計画新築〇〇工区、それと、東京

都稲城市の住宅メーカーの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇って書いてあるのですが、そういったその建設現場から、今のところを持ってきますよっていう搬入予定も、提出しております。

池田委員 当然、何か試験みたいなやるのでしょ。

権利者 はい。今回ですね、県の特定事業許可が他法令でかかってきていますので、当然、今申し上げたのはあくまで搬入計画予定なのですが、実際にこの農地造成の許可をいただいたり、それと特定事業の許可が下りてきた際にですね、実際に建設が行われている土砂を、持ってくるのですが、その地質分析証が当然定められているので、その地質分析証と、あと、発生元証明書っていうものを県の窓口ですね、こういった建設発生土を持っていきますよっていう手続きを踏んで、それが収受されたものしか持ってこられないとなっております。

だから地質上、問題ないっていうのが明確になった良質な土しか持ってこられないよとなっております。

織本委員 工事の方なのですが、大型ダンプはどちらから入ってくるのですかね。

権利者 はい。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があると思うのですけれども、夷隅川の橋を渡ったところですかね。そちらから、こちらの建材屋さんの方からちょっと入ってくる予定なのですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からちょっと住宅街を過ぎて右手に建材さんがあると思うのですが、そちら側からですね、線路を渡って計画申請地にですね。

池田委員 幅員はどれくらいなのですか。道路の。

権利者 道路の幅員は3mいくつかな。ただ今回ですね、搬入するトラックなので、4tダンプとしております。

議長 他に質疑ございませんか。

それでは、質疑がないようでございますので、これより採決に移りますが、その前に権利者及び義務者の方は、退室をお願いいたします。

(権利者及び義務者退室)

池田委員 工事はいつからやるの。

議長 事務局。

事務局 はい。申請書にある計画ですと、着手予定が令和6年4月1日からとな

っております。完了予定は令和6年の9月30日です。以上です。

池田委員 わかりました。

議長 それでは、採決に移ります。議案第2号、番号5及び番号6について、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号の番号5及び番号6については、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号、番号7から番号13までについて、権利者及び義務者の入室を求めます。併せて、内容の説明を求めます。

(権利者及び義務者入室)

事務局 議案第2号の番号7から番号13についてご説明いたします。

番号7から番号13は同一案件ですので一括で説明いたします。

本件土地は国府台芋釜、望地原及び荻谷望地の田〇〇〇〇〇〇㎡で、いすみ医療センターの東側に位置します。図面番号20です。

申請地は、農地造成部分が農振農用地内の農地である事から、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用する事が必要と認められる事から例外的に許可できるものと考えます。また、進入路部分は、国吉駅から500m以内の農地であることから第2種農地であると考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成及び同工事の進入路です。

他法令の関係は、県残土条例が該当し、令和4年11月24日付けで夷隅地域振興事務所に特定事業事前計画書の申請済です。

農地復元後は牧草を作付けします。

以上で事務局からの説明を終わります。

なお、工事の内容については、権利者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇氏、営農計画については、義務者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇氏から説明いたします。

権利者 農地造成につきまして、ご説明いたします。

進入路以外の農地の部分につきましては、まず覆土用の1mの土砂を掘削しまして、その後に建設発生土にて埋め立てを行います。埋め立てした

後に確保しました土砂を上1 mの覆土をし、前面の道路の高さでもう一度覆土をいたします。

進入路につきましては、この脇に道路があるのですが、支援学校の方に行く道路なので、ここ大型車規制が入っていますので、ここの道路を使わないで直接国道の方から入って工事を行うというように考えております。そうしますと通行者等の方にご迷惑をかける心配がなくていいということを考えて、このような形で行います。

工事は以上です。

義 務 者 営農計画は、先ほどお話したとおり、年2回、牧草を収穫すると。

この土地はですね、私がまだ〇〇歳、もう〇〇歳になりますけど、〇〇歳頃まで田越しで皆さん田んぼを作ったのですけど、それから約〇〇年ですね。全然誰も耕作をせず、ただ草刈りだけやっていたので、皆さん高齢になりましたのでね、田んぼはできない。草刈りだけというのがあまりにも可哀想だと、そういう声を聞いたので事業計画しました。酪農家さんたちがかなり今牧草を入手困難らしいのですけど、多少畜産の方にいくらか協力できればいいかなと思って計画をしましたので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、内容の説明が終わりました。質疑に入ります。権利者、義務者及び事務局に対し、質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑がないようでございますので、これより採決に移りますが、その前に権利者及び義務者の方は、退室をお願いいたします。

(権利者及び義務者退室)

議 長 それでは、採決に移ります。議案第2号、番号7から番号13について、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号、番号7から番号13までについては、原案のとおり可決されました。

議 長 それでは、藤平委員の入室をお願いいたします。

私の議事進行については、ここまでとなります。

ご協力ありがとうございました。

(藤平委員入室)

議長 それでは、再び、議長を務めさせていただきます。

続きまして、議案第3号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号非農地判断についてでございますが、議案の訂正箇所がございます。

申請番号1、大原部田〇〇〇〇の現況地目を畑から原野に、〇〇〇〇の現況地目を畑から山林に訂正願います。

申請番号2、下布施上谷堀畷〇〇〇〇の現況地目を畑から原野に訂正願います。

申請番号3、岬町江場土江川向〇〇〇〇の現況地目を畑から雑種地に訂正願います。

訂正は以上です。

それでは、ご説明申し上げます。

お手元に補足資料、非農地申出写真を配布しましたので、議案と併せてご参照ください。

番号1、申請土地、大原字部田、地目、畑、〇〇〇〇㎡外〇〇筆、〇〇筆計〇〇〇〇㎡です。

図面番号2 1番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。3月4日に、藤平会長、池田委員、吉野推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。現況は、お手元配布資料右肩1から3番の写真の状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を原野・山林に変更いたします。

番号2、申請土地、下布施字上谷堀畷、地目、畑、〇〇〇〇㎡です。

図面番号2 2番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。3月4日に、藤平会長、鈴木委員、高島推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。現

況は、お手元配布資料右肩4番の写真の状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

番号3、申請土地、岬町江場土字江川向、地目、畑、〇〇㎡です。

図面番号23番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。3月4日に、藤平会長、麻生委員、佐久間推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩4番の写真の状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を雑種地に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

議案第3号、番号1について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。

申請地およびその周辺は、萱並びに杉の木が繁茂しており、〇〇筆のうち〇〇〇〇については、杉の木が大分生えていて、農地として、再生することが困難と思われるため、非農地として判断します。

以上です。

議長 次に番号2について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

写真を見て分かる通り、ここは上の方は山林になっていまして、この小さいのが〇〇〇〇㎡ですか、下が崖になっていまして、そこに木が生えている状態なので、このとおりで問題ないと思います。

よろしく審議の方、お願いします。

議長 次に番号3について、10番、麻生委員より補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

図面番号23の方を見てもらいますと、右側の方、黒くなっていますが、これは夷隅川です。そして、この江場土〇〇〇〇と書いてあって、その下へ直角三角形のような土地になっていますけど、この川とその土地の

間は田んぼだった、とにかく、だったってというような田んぼで、もう葦腹でどうしようもないような、その一角にこの土地があるので、もう、行っても、正直言ってどこなのかってはつきりわからないって言っちゃう、ちよつと言葉は悪いかもしれませんが、そういうような荒地みたいな感じになって、写真を見ますと木も生えておりますので、もう耕作不能というふうに判断させていただきました。

ご審議をお願いします。以上です

議 長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、可決されました。

続きまして、議案第4号、令和5年度第12次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、令和5年度第12次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和6年2月19日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は21ページに記載させて頂いております。

賃借権25件、使用貸借権2件、貸付者27名、借受者21名、所有権移転1件、譲渡人1名、譲受人1名、田、111,087㎡、畑、1,517㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明を
させていただく前にお詫びをいたします。

議案製本の際に22ページと23ページが逆になっておりました。

このため、審議の際には23ページ、22ページ、24ページの順に見
て頂きますよう、お願い申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第5号につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推
進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が
定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。24ページ
をご覧ください。

新規設定、賃借権4件、貸付者4名、借受者4名、田、6,389㎡、
畑、6,235㎡でございます。

続きまして、26ページをご覧ください。

再設定、賃借権3件、借受者1名、田、9,443㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条
第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、令和6年度標準農作業賃金及び機械による標準農作業料金（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、令和6年度標準農作業賃金及び機械による標準農作業料金（案）について説明いたします。

標準農作業賃金及び料金につきましては、例年、この時期に農業委員会総会に諮り決定したものを、次年度の目安として広報いすみ4月号及び市ホームページに掲載し、情報提供しているものでございます。

参考資料として、令和6年度の各市町の動向を確認した資料をお手元に配布させて頂いております。

各市町とも、この金額にて総会に上程し、審議して頂く予定とのことでございます。

いすみ市の令和6年標準農作業賃金及び料金につきましては、上から説明の方をさせていただきます。一般農作業、前年より500円上げまして、8,600円、トラクター、同じく前年より400円上げまして、7,500円、田植機、400円上げまして、8,400円、コンバイン、1,100円上げまして、19,300円、乾燥調製、300円上げまして、3,300円、畦塗は前年より据え置きまして、50円とする提案をさせていただき次第でございます。

これらにつきましては、千葉県農業会議が設定しました令和6年度の地域別農作業標準料金、水田機械作業による標準料金を参考としております。

なお、育苗につきましては農協販売価格に合わせております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉清委員 はい。

議長 吉清委員。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

防除の関係が無いのですが、そういう話が出ていない。防除、消毒ですね。

議長 事務局。

事務局 はい。ただいま、お話ありました防除ということでございますけれども、各市町、確認をしたときに防除の関係の話というのは特には上がっておりませんでした。

ただ、来年度以降という表現をさせていただき、大変申し訳ないのですが、防除も入れた方がよろしいのではないかとということで、そういうご提案をいただきましたので、そのところは検討課題というふうな形で、お願いできればと思います。

以上です。

吉清委員 わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。

質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

議長 事務局どうぞ。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は2月29日までに回答済の7件につきまして、議案書28ページから29ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようでございますので、本日の審議事項すべてを終了しました。

以上をもちまして、令和6年第3回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 藤平会長、織本副会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様、慎重審議、ありがとうございました。これにて第3回総会を閉会いたします。

続きまして、次回総会のお知らせをいたします。

次回4月9日、火曜日の総会は、午後3時から岬公民館1階の大会議室を会場として開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

繰り返しお伝えいたします。次回4月9日、火曜日の総会は、午後3時から岬公民館1階の大会議室を会場に開催となりますのでお間違いのないようご注意ください。

3月の申請受付については、3月21日、木曜日、22日、金曜日、25日、月曜日の3日間といたします。現地確認につきましては、3月26日、火曜日、及び27日、水曜日、で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

それでは次に活動記録簿ですが、2月分または1月以前の分をお持ちの方は事務局へ提出をお願いします。以上で本日の会議日程は全て終了しました。

(閉会 午後4時40分)

議事録署名人

議長

6番委員

8番委員